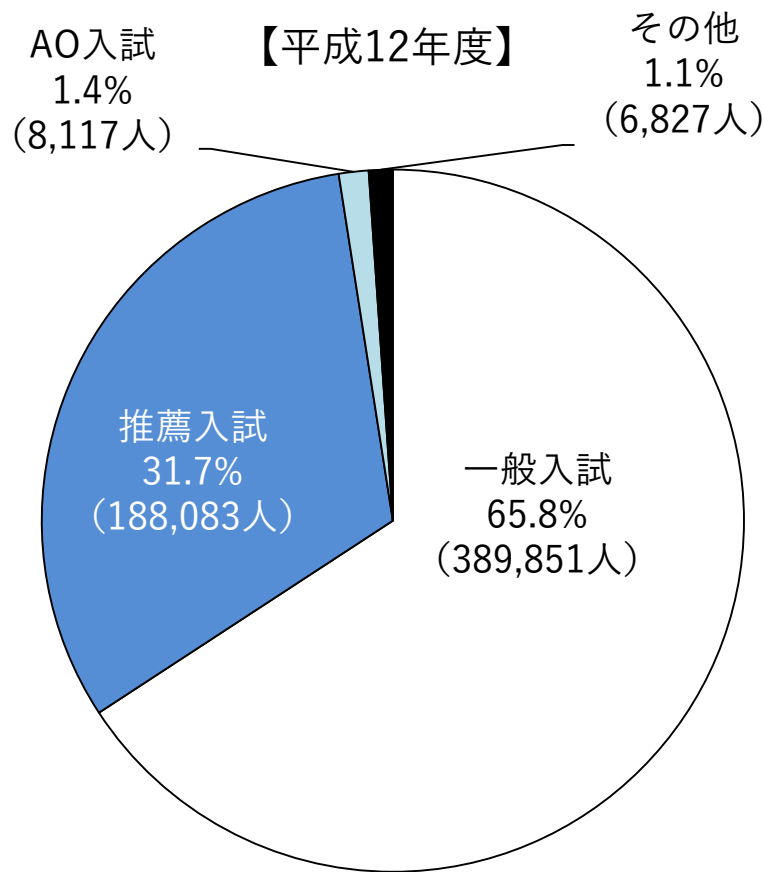


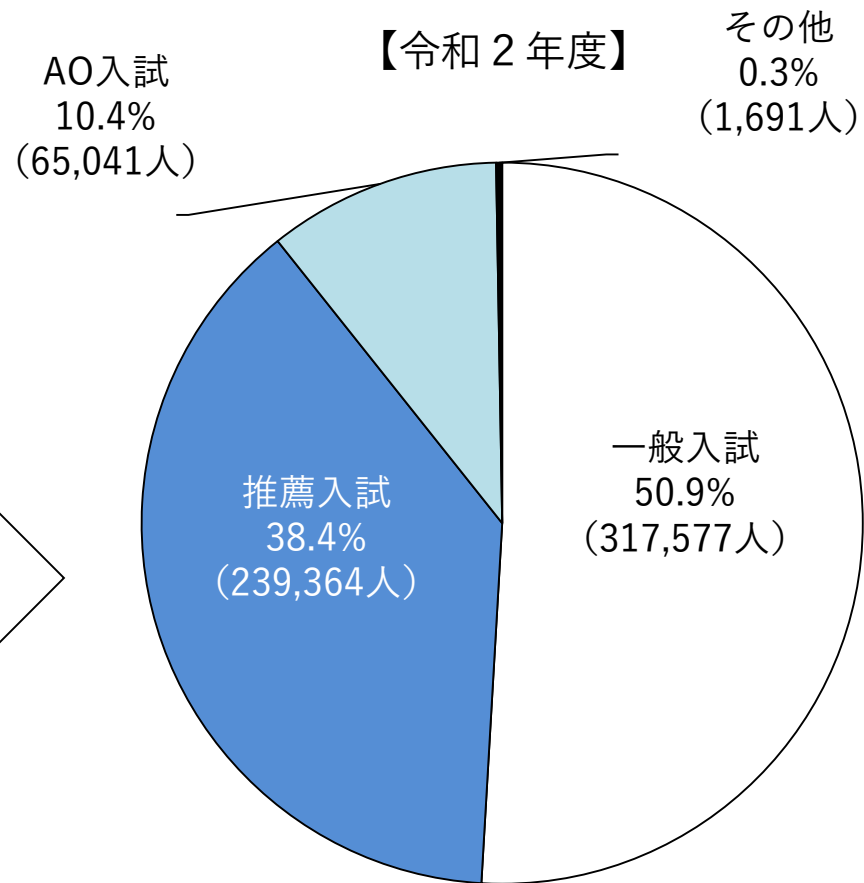
4. 個別選抜の実施状況等

令和2年度入学者選抜実施状況の概要（平成12年との比較）

平成12年度（AO入試調査開始年度）に比べて、AO入試、推薦入試を経由した入学者が大きく増加しており、入試方法の多様化が進んでいる。



（入学者計：592,878人）



（入学者計：623,673人）

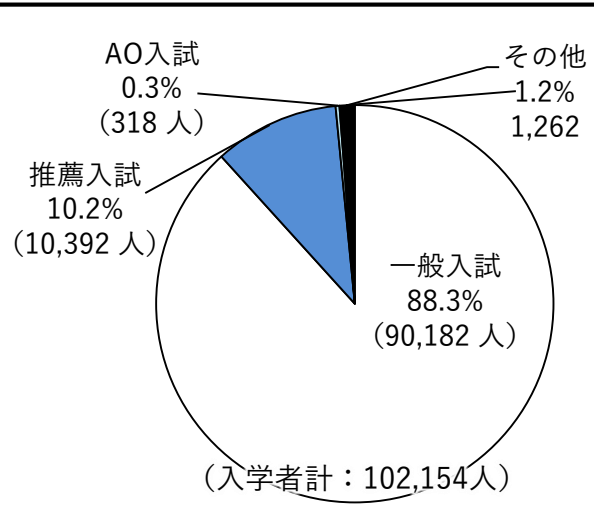
□ 一般入試 ■ 推薦入試 □ アドミッション・オフィス入試 ■ その他

（注）「その他」：専門高校・総合学科卒業生入試、社会人入試、帰国子女・中国引揚者等子女入試など

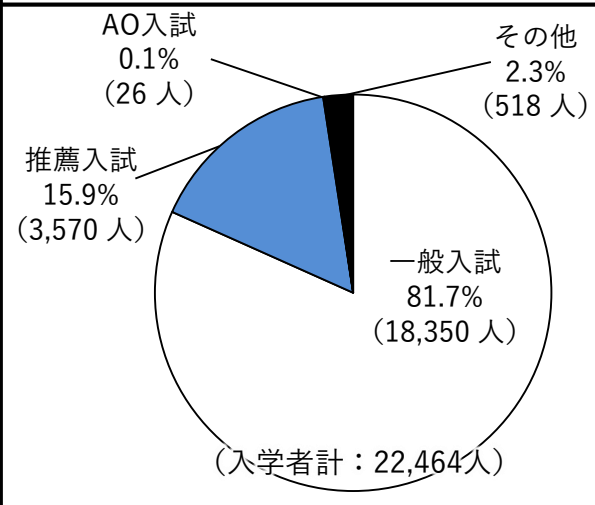
令和2年度入学者選抜実施状況の概要（国公立別平成12年との比較）

平成12年度入学者数

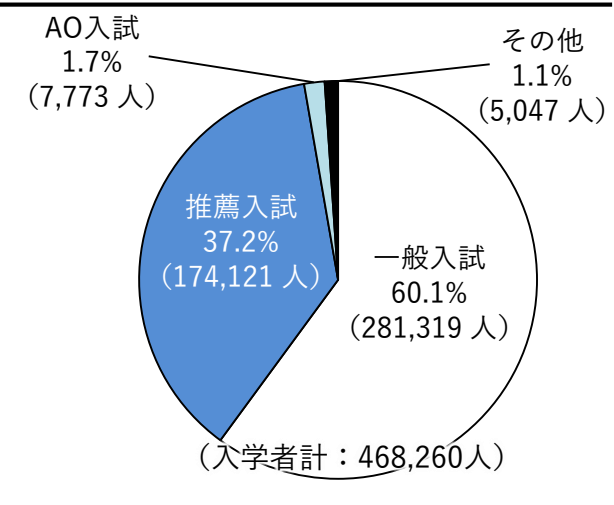
【国立大学】



【公立大学】

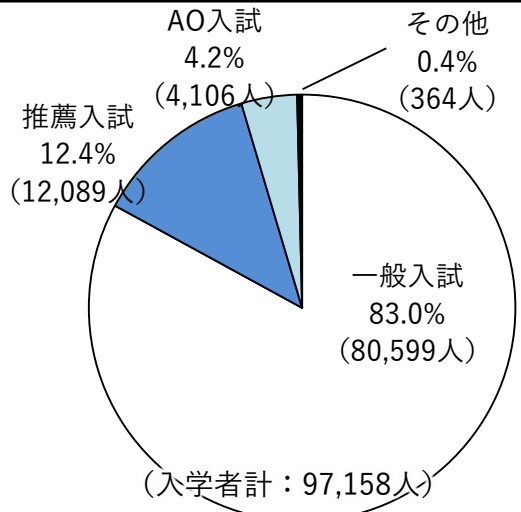


【私立大学】

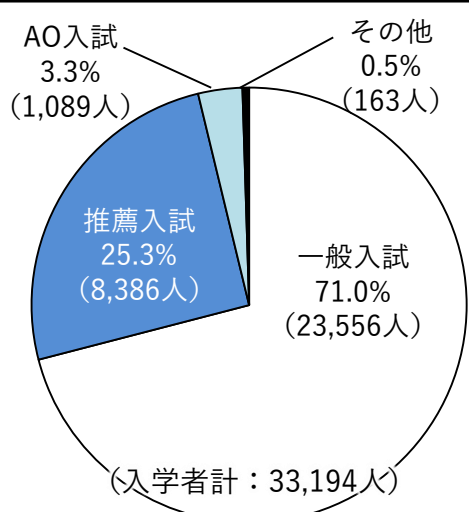


令和2年度入学者数

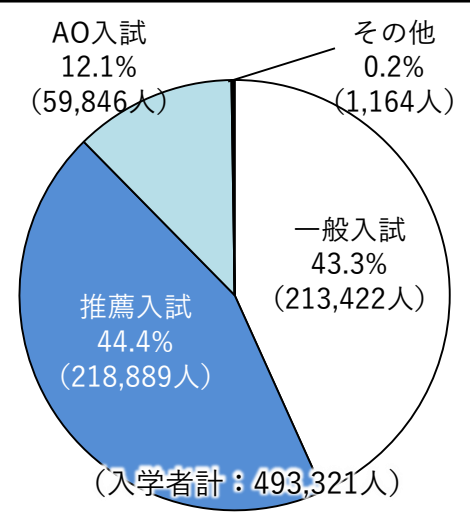
【国立大学】



【公立大学】



【私立大学】

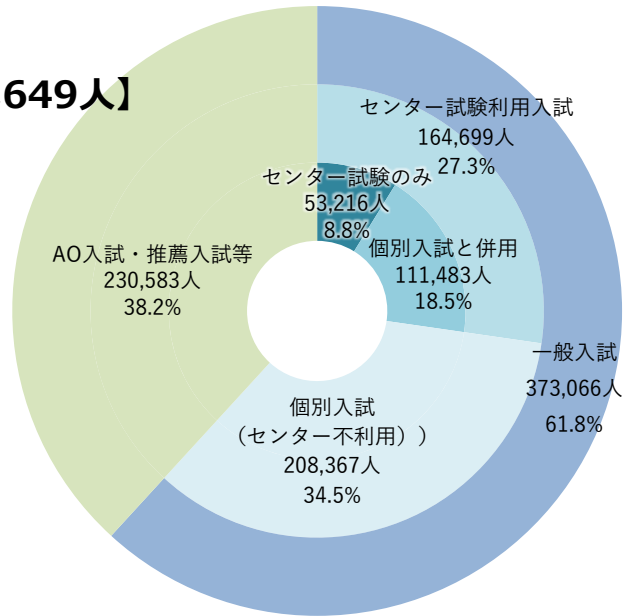


(注) 「その他」：専門高校・総合学科卒業生入試、社会人入試、帰国子女・中国引揚者等子女入試など

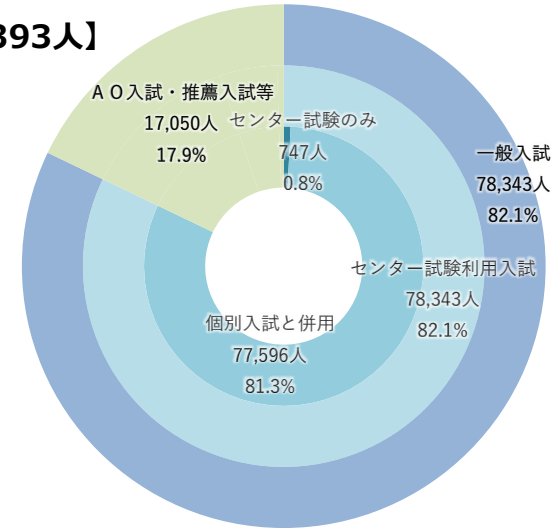
大学入試センター試験の利用状況（平成31年度入試）

国公立大学（全760大学）のうち、672大学（全大学の88.4%）がセンター試験利用入試を行い、うち、519大学（全大学の68.3%）がセンター試験のみで合否判定を行っているものの、募集人員は少ない。

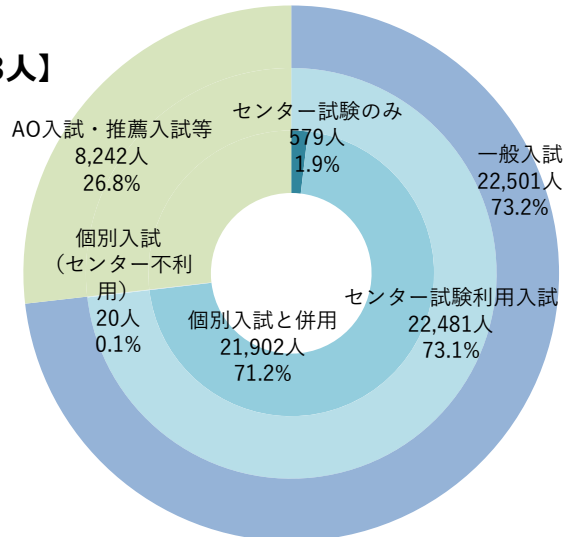
国公立計 【募集人員：603,649人】



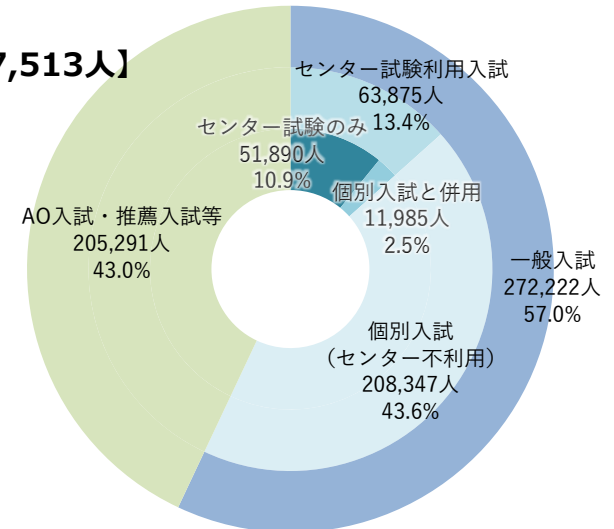
国立大学 【募集人員：95,393人】



公立大学 【募集人員：30,743人】



私立大学 【募集人員：477,513人】



注）平成31年度から公立化した公立千歳科学技術大学は、私立大学に含む。

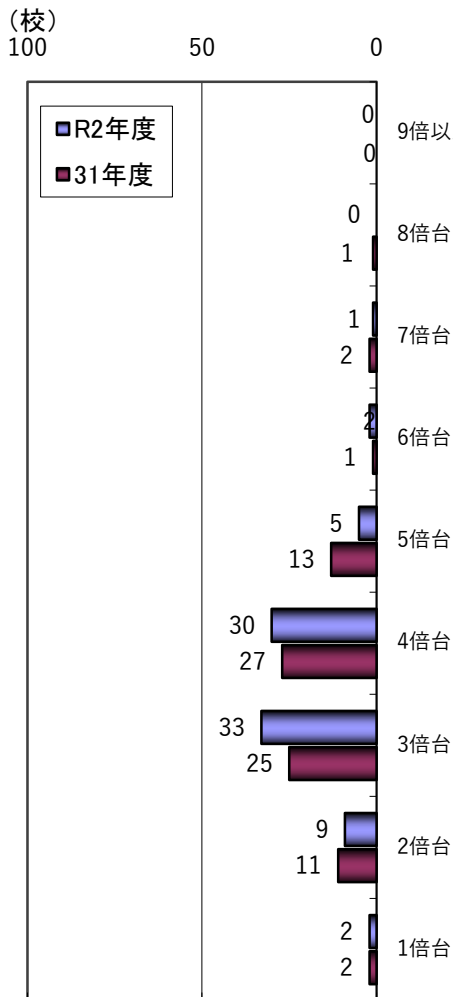
志願倍率・合格率・歩留率・定員充足率の分布（国立大学）

○大学による差異が小さい

（単位：大学）

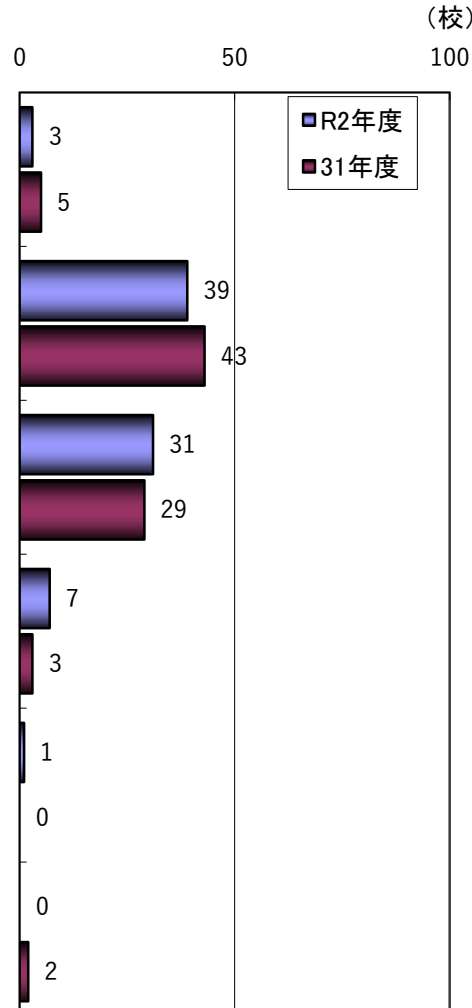
志願倍率の分布

志願者/募集人員



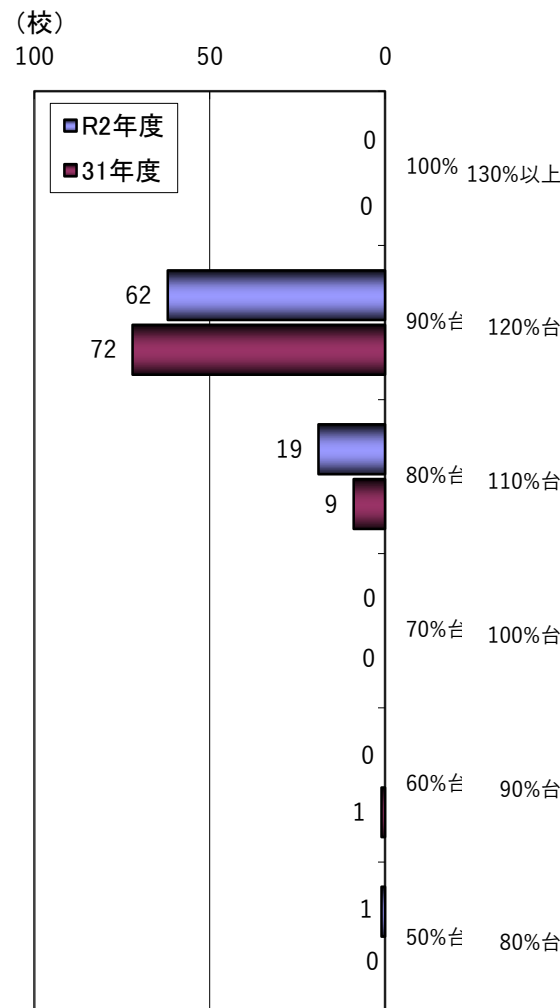
合格率の分布

合格者/志願者



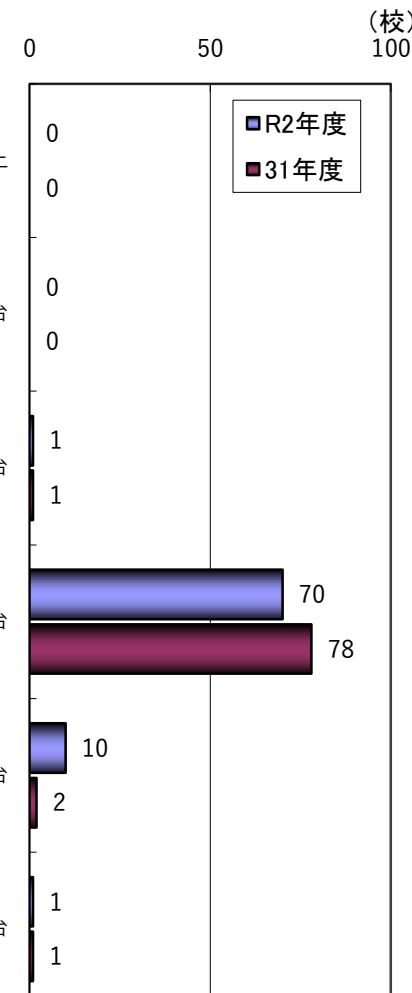
歩留率の分布

入学者/合格者



定員充足率の分布

入学者/募集人員



【出典】「平成31年度国公立大学入学者選抜実施状況」（令和元年5月1日時点）、「令和2年度国公立大学入学者選抜実施状況」（令和2年5月1日時点）を元に作成

志願倍率・合格率・歩留率・定員充足率の分布（公立大学）

○国立大学と同様、大学による差異が小さい

（単位：大学）

志願倍率の分布

志願者/募集人員

合格率の分布

合格者/志願者

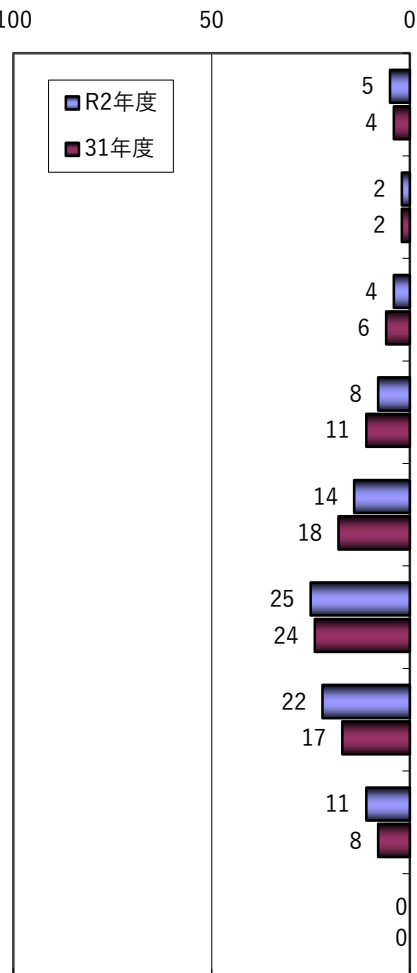
歩留率の分布

入学者/合格者

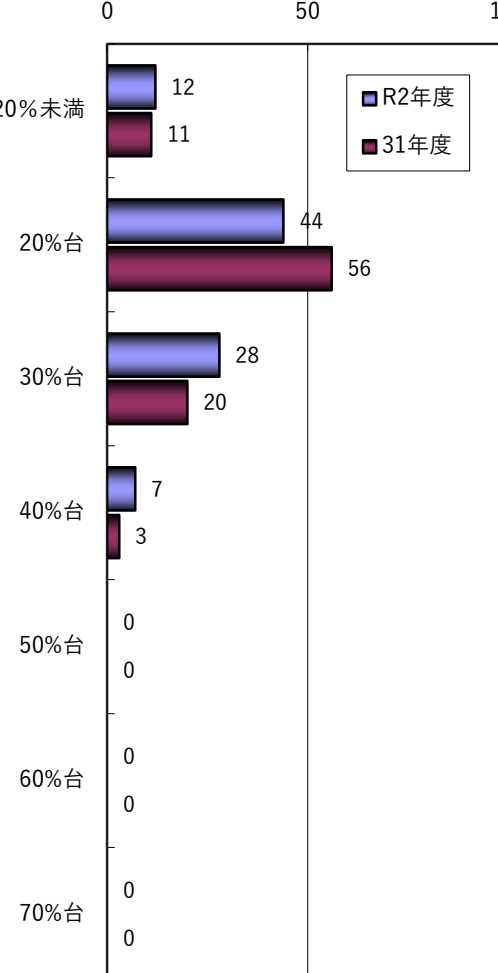
定員充足率の分布

入学者/募集人員

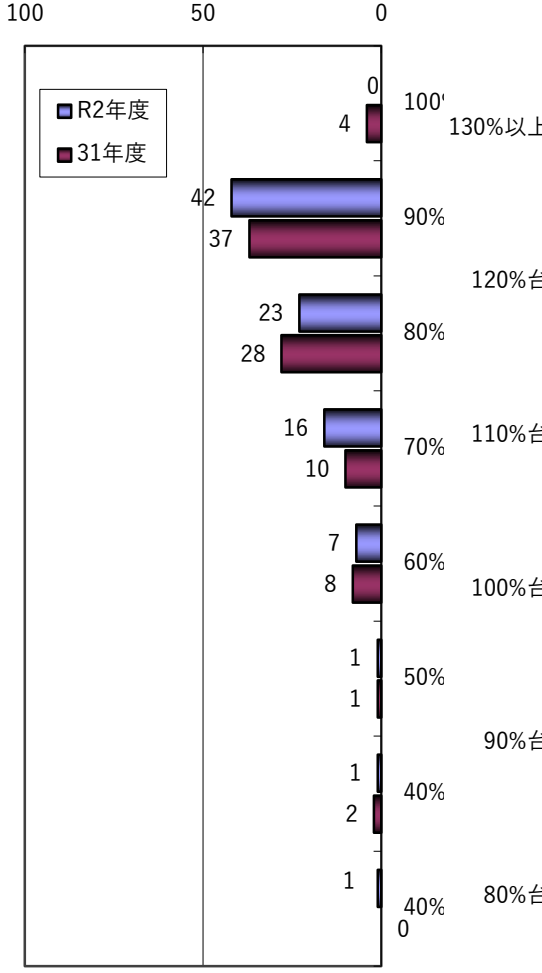
(校)



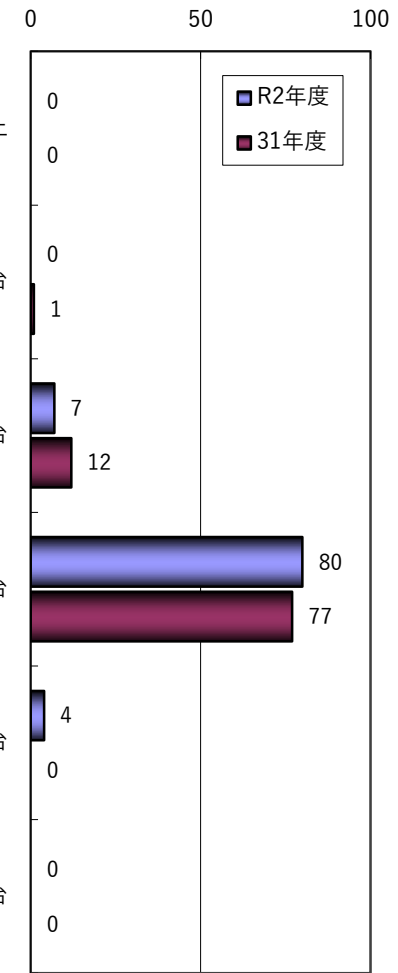
(校)



(校)



(校)



志願倍率・合格率・歩留率・定員充足率の分布（私立大学）

- 大学によって入試状況のバラツキが大きい
- 志願倍率は2極化

(単位：大学)

志願倍率の分布

志願者/募集人員

合格率の分布

合格者/志願者

歩留率の分布

入学者/合格者

定員充足率の分布

入学者/募集人員

(校)

(校)

(校)

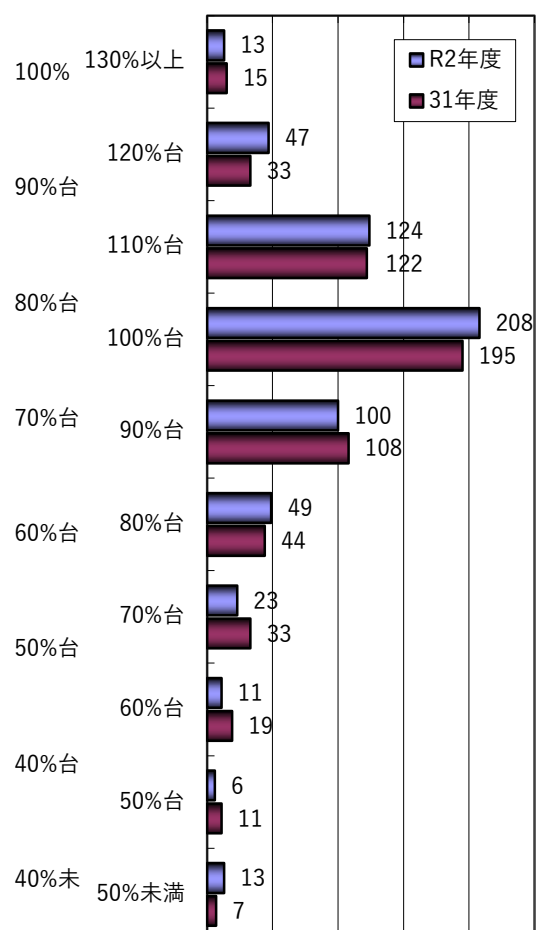
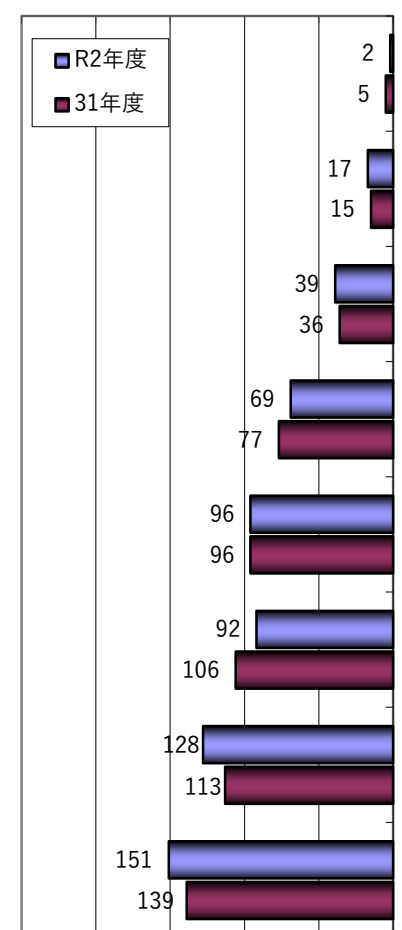
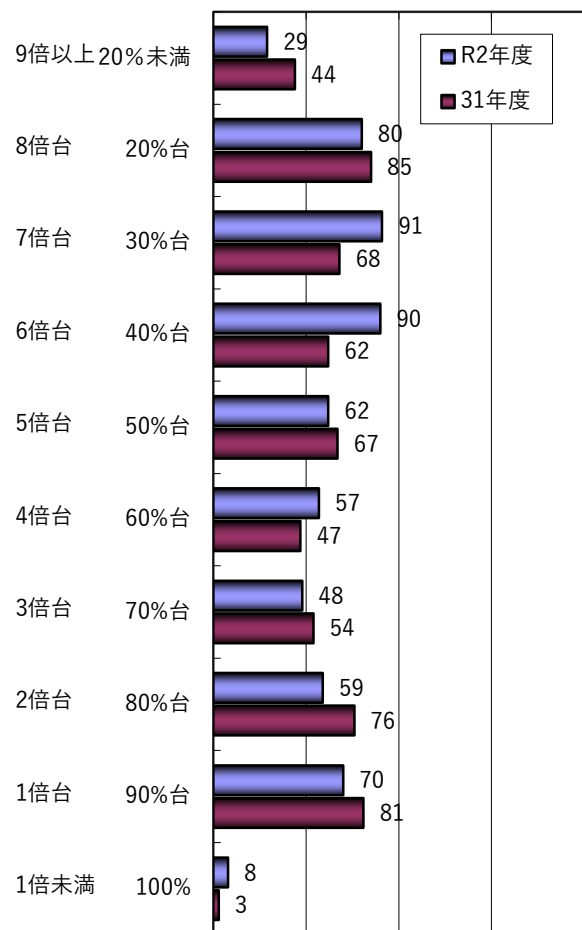
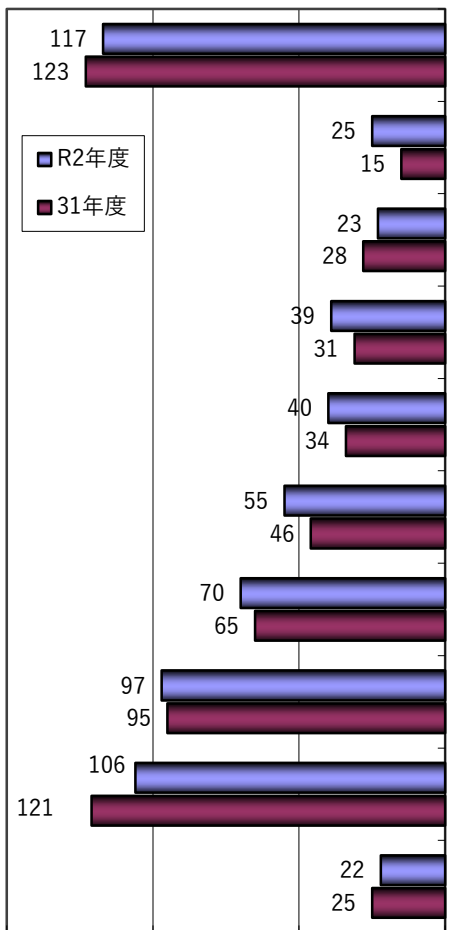
(校)

150 100 50 0

0 50 100 150 200

250 200 150 100 50 0

0 50 100 150 200 250



【出典】「平成31年度国公立大学入学者選抜実施状況」（令和元年5月1日時点）、「令和2年度国公立大学入学者選抜実施状況」（令和2年5月1日時点）を元に作成

平成31年度大学入学者選抜（一般入試）の実施状況の例

○国立大学

| | 大学種別 | 合格者／ 募集定員 | 合格者 －募集定員 |
|---|--------------|--------------|--------------|
| ① | 総合大学（関東）－規模D | 102.0% | 58 |
| ② | 総合大学（関西）－規模D | 108.0% | 230 |
| ③ | 総合大学（中国）－規模D | 114.3% | 288 |
| ④ | 総合大学（東北）－規模E | 120.1% | 244 |
| ⑤ | 総合大学（四国）－規模E | 107.5% | 64 |
| ⑥ | 総合大学（九州）－規模E | 111.8% | 157 |
| ⑦ | 単科医科大学 | 100.0% | 0 |
| ⑧ | 単科工業大学 | 112.0% | 97 |
| ⑨ | 単科教育大学 | 107.1% | 84 |
| ⑩ | 単科教育大学 | 116.9% | 14 |

○私立大学

| | 大学種別 | 合格者／ 募集定員 | 合格者 －募集定員 |
|---|--------------|--------------|--------------|
| ① | 総合大学（関東）－規模A | 257.9% | 8,548 |
| ② | 総合大学（関東）－規模A | 409.1% | 16,653 |
| ③ | 総合大学（関西）－規模A | 254.3% | 10,061 |
| ④ | 総合大学（関西）－規模A | 228.0% | 7,294 |
| ⑤ | 総合大学（関西）－規模A | 349.6% | 19,553 |
| ⑥ | 総合大学（関東）－規模B | 388.0% | 12,662 |
| ⑦ | 総合大学（関東）－規模B | 421.8% | 13,653 |
| ⑧ | 総合大学（関東）－規模C | 215.9% | 4,355 |
| ⑨ | 総合大学（関東）－規模C | 267.2% | 5,091 |
| ⑩ | 総合大学（関東）－規模C | 360.9% | 8,110 |
| ⑪ | 総合大学（関西）－規模C | 392.8% | 11,104 |
| ⑫ | 総合大学（東北）－規模E | 291.2% | 2,757 |
| ⑬ | 総合大学（関東）－規模E | 285.6% | 2,441 |
| ⑭ | 総合大学（四国）－規模E | 336.9% | 1,997 |
| ⑮ | 単科医科大学 | 163.6% | 77 |
| ⑯ | 単科工業大学 | 293.4% | 2,862 |

※大学種別のA B C等の規模の表記は、各大学の募集定員に基づいて以下のとおり区分けしている

A：5,000人以上、B：4,000人以上5,000人未満、C：3,000人以上4,000人未満、

D：2,000人以上3,000人未満、E：2,000人未満

※各大学のホームページで公開されている合格者数及び募集定員に基づいて文部科学省で作成

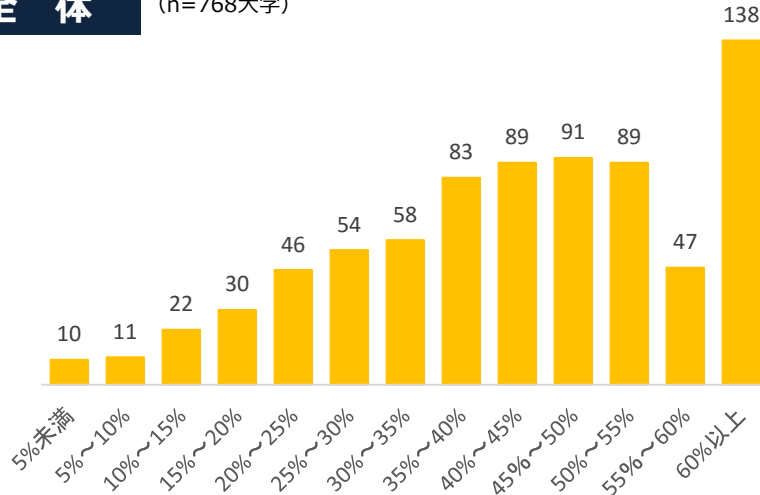
※同一大学内で同時に複数学部等へ併願する者も含む

募集人員に占めるAO・推薦入試の割合

募集人員全体に占めるAO・推薦入試の割合について、国立大学では15%～20%及び20%～25%（各18大学）、公立大学では35%～40%（22大学）、私立大学では45%～50%（87大学）が最頻値となっている。

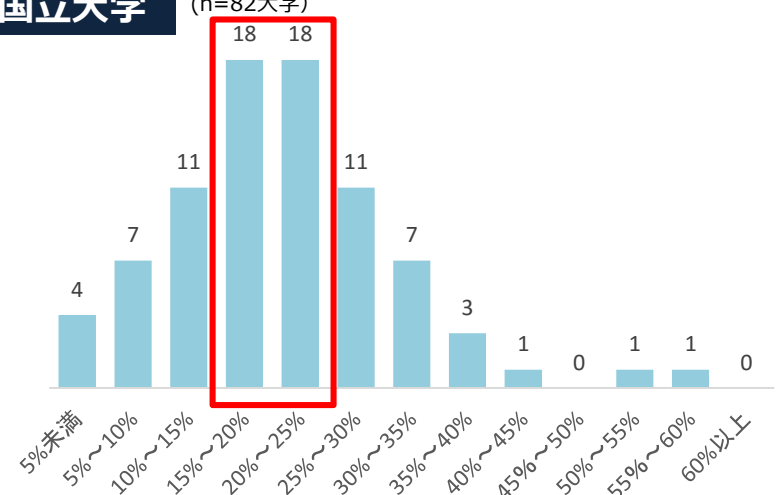
全体

(n=768大学)



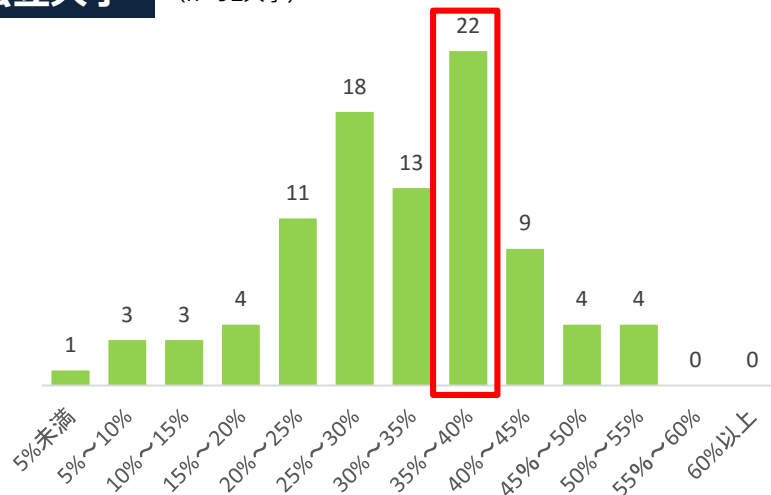
国立大学

(n=82大学)



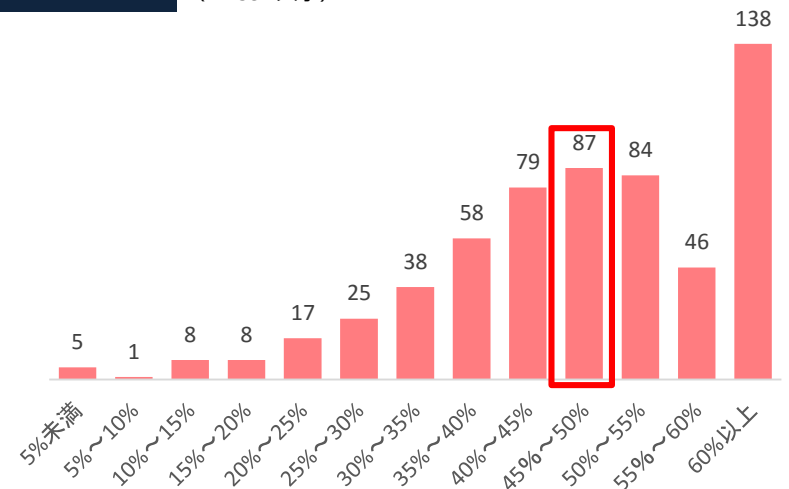
公立大学

(n=92大学)



私立大学

(n=594大学)



※ 一般入試、AO入試及び推薦入試以外の入試方法は除いて割合を算出している。

※ 秋季入学にかかる募集人員は含まない。

大学入試の改善について（平成12年11月22日大学審議会答申）（抄）

第2章 大学入試センター試験の改善

（2）良質な試験問題の出題

（前略）良質な試験問題の出題という観点からは、過去に出題された問題や類似した問題を再利用できるようにすることが必要である。このため、大学入試センターにおいて、良質な問題の収集と分析評価を行い、このようにして収集し評価した試験問題をデータベース化したアイテムバンクを構築することが必要である。

構築したアイテムバンクは、大学入試センター試験の試験問題の作成の充実に役立てるとともに、将来的には、各大学に試験問題の素材を提供し、各大学が試験問題を作成するに当たって利用できるようにすることが必要である。（後略）

入試過去問題活用宣言（平成19年4月）（抄）

入試過去問題活用宣言参加大学は、次に掲げる方針を宣言するものです。

1. 入試過去問題を大学コミュニティの共有財産との考えの基に、本宣言参加大学は、自大学の入試過去問題を参加大学間で使用することを承認します。
2. 本宣言参加大学は、入試過去問題を活用したとしても、それに安易に依存することなくアドミッションポリシーにしたがい、入試問題を作成します。
3. 入試過去問題をそのままの形で使用することも、一部改変して使用することも可能とします。
4. 入試過去問題使用の責任はすべて使用大学に帰します。
5. 入試過去問題活用宣言への参加は、入試要項などで事前に公表し、使用過去問題については、入試終了後、原問題作成大学に通知すると同時に、受験生にわかるような形で公表します。
6. 入試過去問題活用は平成20年度入試（平成20年2-3月実施）から開始します。

【「入試過去問題活用宣言」参加大学数（令和2年10月1日時点）】

国立大学：36大学

公立大学：26大学

私立大学：82大学

※岐阜大学が幹事

個別入学者選抜改革の進展①

○教育再生実行会議第四次提言（H25.10）以降、各大学は積極的に入学者選抜改革に取り組んでいる。

東京大学 学校推薦型選抜の導入

目的

多様な学生構成の実現と学部教育の更なる活性化を目指し、平成28年度入試から日本の高校生等を対象に、学校推薦型選抜（旧推薦入試）を開始。

求める学生

本学の総合的な教育課程に適応しうる学力を有しつつ、特定の分野や活動に関する**卓越した能力**や**極めて強い関心**や**学ぶ意欲**を持つ志願者を求める。

合否判定

各学部で定める**推薦要件**をもとに総合的に評価

提出書類・資料



面接等



大学入学
共通テスト
の成績



募集人員

- ・ 学部ごとの募集（科類ごとではなく）
- ・ 医学部医学科にも出願可能
- ・ 出願時に志望した学部・学科等へ進学（学部3年～）

| | | | |
|------------------|-------|--------------------|-------|
| 法 | 10名程度 | 農 | 10名程度 |
| 経済 | 10名程度 | 薬 | 10名程度 |
| 文 | 10名程度 | 医 | 5名程度 |
| 教育 | 5名程度 | うち医学科3名程度 | |
| 教養 | 5名程度 | 健康総合科学科2名程度 | |
| 工 | 30名程度 | | |
| 理 | 10名程度 | | |
| 合計：100名程度 | | ※全募集人員3,060名（R2年度） | |

令和3年度からの対応

- ① 学校1校あたりの**推薦可能な人数** 2人▶4人
- ② 各種提出**様式**の**簡素化・共通化**（高等学校（長）側の負担の低減）
- ③ コロナ禍の状況における**柔軟**な選抜実施

東北大学 「学力重視のAO入試」

平成12年度から導入（国立大学で初）⇒**20年以上かけて発展**

【東北大学のコンセプト】

- ・ 第1志望の志願者の機会
- ・ 学力重視のAO入試
- ・ 一般選抜と同じ学生像

【高校・受験生の理解】

- ・ 高大連携 ⇒ モティベーション向上
- ・ 努力目標の明確性
- ・ 受験リスクの最小化

平成28年度からAO入試拡大3割方針

【入試設計のリフォーム】

- ・ 全学体制化
- ・ 筆記試験重視
- ・ 高大連携強化

高校教員出身特任教授
6名（**専門性重視**）採用

令和3年度入試において
AO入試拡大3割達成
募集人員**2,377**名中
752名（31.6%）（見込み）

京都大学「特色入試」の導入・拡大

平成28年度入試から、学部に応じ、**学力型の総合型選抜**又は**学校推薦型選抜**等により行う「特色入試」を導入。平成30年度入試からは全学部全学科に拡大し、継続的に**募集人員の増加**に努めている。

（平成28年度：108人→令和2年度：158人） ※全募集人員2,821名（R2年度）

平成28年度に「**高大接続・入試センター**」を設置

個別入学者選抜改革の進展②

お茶の水女子大学「新フンボルト入試」の導入

平成29年度入試から、**AO入試**をより**独創的で丁寧な選抜方法**に**ブラッシュアップ**、受験生のポテンシャルを評価。

プレゼминаール（第1次選考）

大学の授業＝学問の世界を実体験→レポート作成+提出書類等で総合的に一次選考
高校2年生もセミナー受講可（**高大接続**）

◎募集人員を拡大

旧AO定員10名→**20名**に倍増
※全募集人員452名（R2年度）

◎実施状況

| | 出願数 | プレミ受講者 |
|-----|------------|--------|
| H29 | 198 (9.9倍) | 358 |
| H30 | 192 (9.6倍) | 382 |
| R1 | 177 (8.9倍) | 364 |

◎合格者に対する手厚い**入学前教育**を実施

11月合格者研修会
在学生をチューターとして配置

◎本学の特色ある**教育システム**にシームレスに接続

21世紀型文理融合リベラルアーツ
複数プログラム選択履修制度
グローバル教育（海外留学推進）

第2次選考（2日間）

（文系）

図書館入試

資料を自由に使ってじっくりレポート作成+グループ討論・個別面接

（理系）

実験室入試

①実験・データ分析、②自主研究課題ポスター発表、など

立教大学 自由選抜入試（総合型選抜）

すべての学部で「自由選抜入試」を導入。
すべての学部で**英語資格・検定試験のスコア**を活用。

※自由選抜入試の募集人員：約300名程度／全募集人員：4,604人（R2年度）

志望学部に関連した**高い能力を持つ者**、**学業以外の諸活動において秀でた個性を持つ者**を選抜。

<導入例> 経済学部自由選抜入試「思考力入試」

- ・「正解のない経済社会」に立ち向かう人材を求め、従来の入試では測れなかった、分析力、解決力、社会変革力を総合的に評価。
- ・書類選考後に、総合科目（主に現代の政治や経済に関する知識や関心、基礎的な数学的分析能力を問う）、面接試験で選考。

立命館アジア太平洋大学『自分の頭で考える』力を測る『世界を変える人材育成入試』

①高校での学び：「**ロジカル・フラワー・チャート**」を活用し自分なりの「問い」を立て自分なりの「方法」で自分なりの「答え（最適解）」を見つける「**探究**」型資質・能力を育成

《接続》

②大学入試：

出願書類

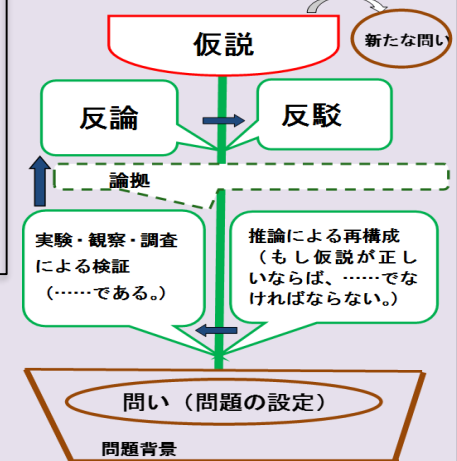
「**ロジカル・フラワー・チャート**」を活用した入試で「**探究**」型の資質・能力等を判定

面接：多文化環境で学び成長できる可能性を判定

《接続》

③大学での学び：
大学（初年次）教育へ

※ロジカル・フラワー・チャート



大阪大学「AO・推薦入試」の導入・拡大

平成29年度入試から、**全学部**において「**AO入試**」又は「**推薦入試**」を導入。平成31年度入試にかけて**募集人員**（3,255人）の約**10%**（360人）まで段階的に規模を拡大。

個別入学者選抜改革の進展③

東京都立大学「学力の3要素評価のための「調査書等」を活用した評価手法」の開発

入学後に活躍する人材の活動履歴の特徴を明らかにし、それを入試で評価できる仕組みを作る。

令和3年度入試から全ての入試区分において「調査書等」を合格者の判定に活用。

調査書等の分析を通じ、志願者、合格者、入学者それぞれの高等学校等段階での活動履歴の特徴を分析。

質の高い入学者選抜実施のためにデータを活用し検証を繰り返す。

入学者の高等学校等在籍時のデータ（調査書等）

+

入学後のデータ

+

卒業後のデータ

追跡



データを基にしたPDCAサイクルを回し続ける。

立正大学「高大接続Advance入試」の導入

平成31年度入試から「学力の3要素」をより多面的に評価することを主たる目的とした高大接続Advance入試として、AO入学試験ゼミナール型入試を新設。

問題解決能力・コミュニケーション能力の見極めに、より時間をかけた選抜方法を加え、募集人員を拡大。

【第1次選考】

- ・講義の受講
- ・受講後、当日課題の作成・提出
- ・書類審査（志望理由・調査書等）



【第1次選考合格者】

- ・与えられた課題について2次選考までに調べ学習を行い、第2次選考の際に持参する。

【第2次選考】

- ・ゼミナール形式にて、課題についてのプレゼンテーション、およびグループディスカッションを実施。



個別入学者選抜改革の進展④

追手門学院大学「アサーティブ入試」の展開

平成26年度から、高校生の学ぶ意欲と姿勢、基礎学力を育てて大学受験ができるようにすることを目的として、受験前から「学ぶことについて考える」「アイデンティティの形成」「基礎学力向上」の機会となるアサーティブプログラムとその成果を発揮できるアサーティブ入試を導入した。導入後の分析結果を踏まえて、全学でカリキュラムマップの作成、検定テストと学生ポートフォリオ（オйнаビ）の導入、行動して学び、学びながら行動するWILプログラムの導入など教育改革につなげている。

アサーティブプログラム

- ガイダンス
- 個別面談
- インターネットを利用した学習プログラム
- 振り返りを促すアサーティブノート

アサーティブ入試

一次試験：グループディスカッション
基礎学力適性検査

二次試験：面接

入学前学習

平成31年度入試では、アサーティブプログラムを受講し入学した者が**全学の17.7%**だが、**3年後は3割**を目指す。

佐賀大学 ICTを活用した評価手法の導入

1 佐賀大学版CBT ペーパーテストでは評価できない学力の評価

● 3タイプのCBT

「佐賀大学版CBT」を平成30年度から、3学部（教育・理工・農）の特別入試において導入。

Type1

基礎学力・学習カテスト
試験時間内に即採点
再チャレンジ

Type2

動画を用いて思考力・
判断力等を問うテスト

Type3

英語4技能テスト
(スピーキング・リスニング)

2 電子書類採点システム Web出願と連動した書類審査の電子化

● 電子書類採点システム(J-Bridge System)



東京外国語大学 「英語スピーキングテスト」の導入

ブリティッシュ・カウンシルと共同開発した
英語スピーキングテスト「BCT-S」を前期日程試験で利用

筆記試験(3技能)と組み合わせ、大学で英語4技能を独自に評価

担当 問題作成 → 東京外国語大学

採点集計 → ブリティッシュ・カウンシル

問題作成のポイント

高等学校学習指導要領に準拠した「スピーキング」

CEFRスケールにおけるA1～B2程度を判定する問題

問1 (A2.1-A2.2) 受験者自身についての説明

問2 (B1.1-B1.2) 理由や説明を明確にして自分の意見を述べる。

問3 (B1.1-B1.2) 写真の描写や比較を理由や説明と共に述べる。

問4 (B2.1-B2.2) 抽象的なトピックスで自身の経験や意見を述べる。

コンピュータ・タブレット利用、全体12分

採点集計のポイント

定期的に訓練を受けた国外在住の試験官によるヒューマンレイティング

採点基準の明確化（公開資料）

3日程度で採点終了

セキュリティと公平性の担保

セキュリティ度の高い安全なテストプラットフォーム

特別措置により様々なサポート（拡大字、スクリーンリーダー実装）

活用

平成31年度入試 新設の「国際日本学部」で利用（受験者108名）

令和3年度入試 全学部で利用予定（受験者約1,800名を想定）

*ただし、コロナ感染の影響で1年延期

他大学でも広く利用可能な英語スピーキングテストへ発展！

筑波大学「総合選抜」の導入

令和3年度入試から一般選抜前期日程に「総合選抜」を導入。
全入学定員の約25%を募集。※体育専門学群を除く

- ・学群・学類の枠に依らない「文系」「理系Ⅰ」「理系Ⅱ」「理系Ⅲ」の区分により選抜。
- ・1年間の主体的かつ幅広い分野の学修を経て、本人の志望と、入学後の成績や適性に基づき、2年次から所属する学群・学類を決定。
- ・入学後に学問分野を俯瞰しながら専門を定め、自らのキャリアを主体的に切り拓きたい人のための入試。
- ・前期日程（総合選抜）では「調査書」を点数化して主体性等を評価。

国際基督教大学「総合教養」科目の導入

平成27年度入試から一般入試において、「総合教養（ATLAS）」科目を導入。

- ・リベラルアーツの基礎となる人文科学、社会科学、自然科学を統合した学力を判断する総合問題
- ・特定のテーマについての15分程度の講義を聴き、その内容及び関連する論述や資料に関する設問に回答 ※試験時間：80分
- ・広い領域への知的好奇心を持って、さまざまな課題に対応する能力（コンピテンシー）を評価

早稲田大学

一般選抜のWEB出願時に「主体性」「多様性」「協働性」に関する経験を記入させる。調査書に記載するのではなく、**受験生本人が自身の経験を振り返り文章化**（100字～500字）。記入内容は入学後の学部での教育の参考資料として活用する（入試における合否判定の対象とはしない）。

政治経済学部、国際教養学部、スポーツ科学部の一般選抜において、**従来の3教科型入試を廃止し、大学入学共通テストおよび学部独自試験を課す方式に変更。**

例：政治経済学部

●大学入学共通テストでは、外国語、国語、選択科目（地歴公民など）および、**入学後のカリキュラム改革（数学の素養が必要となる統計学やミクロ・マクロ経済学入門などの必修科目化等）に対応する形で、数学Ⅰ・Aを必修として課す。**

●学部独自試験として「総合問題（試験時間：120分）」のみを課す。総合問題は日英両言語による長文読解形式とし、従来の英語、国語、日本史、世界史、数学などの**科目の枠を超えた総合的な内容**とする。入学後の学びに繋がるような社会科学分野の文章・グラフ・表などを正しく理解し、**自らの見解を論理的に記述できる能力を評価する。**

商学部の一般選抜において、英語外部検定試験を利用できる方式（出願資格及び加点）を新規導入。国際教養学部・文化構想学部・文学部では従来の利用方法を継続。これにより**一般選抜で英語外部検定試験を利用できる学部は13学部中4学部に拡大。**

上智大学

全学部（入試制度の異なる国際教養学部を除く）の一般選抜において、従来の3教科型入試を廃止し、大学入学共通テストおよび学部学科独自試験を課す方式に変更。これは、基礎的な学力（知識・技能）に加えて、高度な文章理解力、論理的思考力、表現力、各学問分野への意欲・適性を備えた入学者を受け入れることを目的としている。

一般選抜全方式にて、4技能検定試験結果を活用。

- ①TEAPスコア利用型では、これまでのTEAPスコア活用法であった出願基準利用から**得点換算利用**に変更。
- ②学部学科試験・共通テスト併用型では、検定試験結果を任意で利用可能とし、CEFRレベルに応じて共通テストの英語の得点に**上限付きで加点**する。
- ③共通テスト利用型では、検定試験結果の提出は基本的に不要だが、CEFR B2以上の試験結果を提出した場合、共通テストの英語において、**みなし得点**として利用可能。

青山学院大学

知識量偏重型の選抜試験から、思考力・判断力・表現力を測る学力の総合的な評価へ。

一般選抜「個別学部日程」では、一部の学部を除き、**大学入学共通テストと各学部の独自試験**を組み合わせた方式を導入。この方式では、**大学入学共通テストで「基礎的な学力」を測り、加えて各学部のアドミッションポリシーに基づいた独自の個別試験**では、「記述式を含む総合的な問題」または「記述式を含む個別科目問題」や「小論文」を課して実施することにより、**受験生の自ら考える力を評価する。**

愛媛大学「調査書」と「活動報告書」の活用

令和3年度入試から全学部で、

・一般選抜：

「調査書」単独で、あるいは面接等と合わせて点数化。
単独の場合、合計配点の4～9%。

・総合型選抜及び学校推薦型選抜：

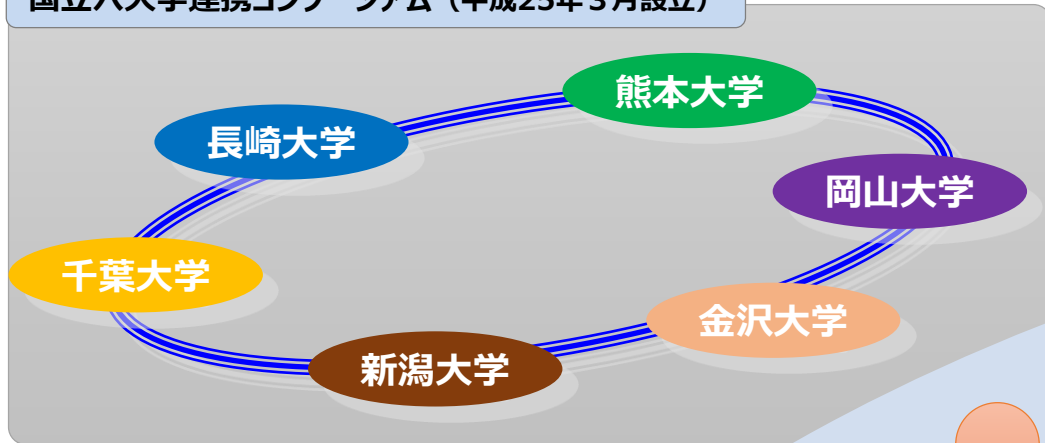
「活動報告書（四国5国立大学共通様式）」を課し、「調査書」等と併せて評価する。

※「活動報告書」は四国5国立大学共通出願サイトからオンライン入力。

全ての入試区分において「調査書等の出願書類」を書類のみ又は面接等との組合せにより点数化することで、合格者の判定に活用。

大学間連携を見据えた選抜方法の開発・先導的入試の導入

国立六大学連携コンソーシアム（平成25年3月設立）



多面的・総合的評価の導入

6大学連携入試・
交換留学への
ステップ

大学独自のアドミッションポリシーに
基づく入試の実施

目標

- ・学力の3要素を把握するための多面的・総合的な評価を実現する入試におけるテストのスタンダードを六大学が連携して確立
- ・そのスタンダードを適用した入学者選抜の実現

- ・トライアル（面接、小論文等）の実施
- ・結果分析

- ・アドミッション・ポリシーの整備
- ・面接・小論文問題のプロトタイプの開発

- ・アドミッション・ポリシーの整備方法の標準策定
- ・資質・能力を評価・測定する手法の調査・研究
※データ収集、高校ヒアリングによる

調整

高校教諭の
知識・経験

6大学共通の例

- ・6大学で共通的な資質・能力を求める教員養成系や医療系に適用
- ・教育学部の小学校コースに適用
- ・小学校コースの推薦・AO入試に適用
- ・小学校コースの個別試験の1科目として適用
- ・小学校コースの個別試験の1科目の1問題として適用

大学独自の例

- 〈特色入試〉
- ・飛び入学に適用
- ・IB入試に適用
- ・その他
- 〈特色学部〉
- ・多文化社会学部に適用
- ・園芸学部に適用

6大学連携による開発

開発結果を利用した入試

スタンダードの確立

選抜方法の開発

大学間連携入試の実施

H28

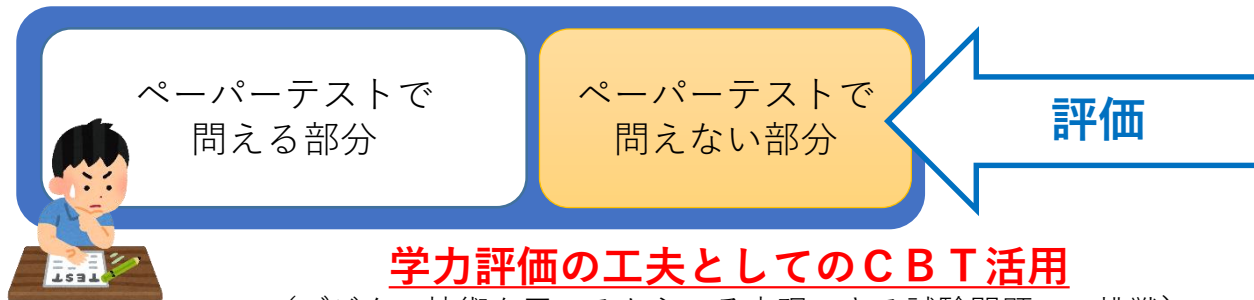
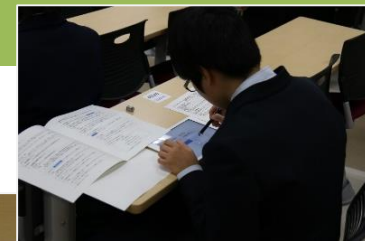
H29

H30

(H31)R1

R2

R3



学力評価の工夫としてのCBT活用

(デジタル技術を用いるからこそ実現できる試験問題への挑戦)

現在実施している3つのタイプ (オフラインによるタブレット試験)

Type 1 基礎学力・学習力テスト

教科書の基礎レベル問題を幅広く問うことで受験生の基礎学力を評価。CBTの「即時採点」というメリットを活かし、試験時間内に自動採点を実施。間違った問題については解説を読ませ、類題に再チャレンジさせることで「学習力」を確認。専門高校の受験生は、高校によって学習範囲も様々であるため、たとえ間違ったとしても解説を読んで理解できる力があるかどうかを評価できる。また、採点結果は印刷して、午後の面接試験において参考資料として利用している。(試験時間は60分)

Type 2 思考力・判断力・表現力を問うテスト

実験や科学的な現象の動画を視聴し、観察に基づく思考力を問う試験(理工学部:試験時間60分)。総合問題において、紙の資料に加え、タブレットに保存した動画(英語のドキュメンタリーなど)を提示し、多様な材料をもとに考える試験(農学部:試験時間120分)がある。

Type 3 英語技能テスト

対話的コミュニケーションだけでなく、映像や資料の読み取りなどを基本にした基礎的なプレゼンテーション力等もコミュニケーション能力の一部として評価する(SpeakingとListeningのみ)。Reading及びWritingは筆記試験で実施。(教育学部:CBTの試験時間は約20分)

CBTを課す選抜区分の募集人員

| 学部 | 学校推薦型 | 総合型 |
|------|-----------------|------|
| 教育学部 | — | 3名程度 |
| 理工学部 | 16名 | 5名 |
| 農学部 | 6名 | 5名 |
| 経済学部 | 60名 (来年導入予定) | — |

過去3年間のCBT受験者数

| 選抜区分 | 2021年度 | 2020年度 | 2019年度 |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 学校推薦型 | 29 | 28 | 49 |
| 総合型 | 44 | 31 | 42 |
| 合計 | 73 | 59 | 91 |

2022年度入試より新規導入の学部あり。

受験者数は**200名程度**に増加予定。

大学入学者選抜における試験問題の作成に係る外注について

大学入学者選抜における試験問題の作成に係る外注について（平成19年7月3日付大学振興課長通知）（抄）

1. 大学入学者選抜は、受験生がそれぞれの大学の教育を受けるのに必要な能力・適性等を有しているかどうかを判定するものであり、試験問題の作成は、各大学の受け入れ方針に基づき、各大学が自ら行うことを基本とすること。
2. 外部の機関等に試験問題の作成を行わせることは、大学入学者選抜の機密性や公平性、中立性の確保の観点から、社会的な疑念を招くおそれがあり好ましくないことから、慎重に対応すること。

大学における平成19年度入試問題作成の外注状況について

1. 外注している大学数

71大学（国立：0 公立：0 私立：71）

2. 外注の程度

試験教科・科目について、

全てを外注

18大学

一部を外注

53大学

3. 外注先

企業

62大学

その他の外部機関

11大学

4. 教科別の外注の状況

(校)

| 国語 | 地理歴史 | 公民 | 数学 | 理科 | 外国語 |
|----|------|----|----|----|-----|
| 49 | 29 | 15 | 41 | 31 | 41 |

741大学／全741大学（回収率100.0%）

令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日付文部科学省高等教育局長通知）（抄）

4 入学者選抜の公平性・公正性の確保

- (2) 試験問題の作成において、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性・公正性の観点から十分慎重に対応する。

• 数学

- 大学生数学基本調査（2011）
- 記述式の数学入試を経ていない大学1年生における、正答率の低さや「極めて初等的な問題についての、数学的説明力の欠如」が問題となった。
 - 例（問2-2）：「 $y = -x^2 + 6x - 8$ のグラフはどのような放物線でしょうか。重要な特徴を、文章で3つ答えてください。」
 - 「横に4、縦に2」「右上」「左上」「大きい」「小さい」「放物線」等、**文章でない回答**が記述式を経ない学生に続出。特に私大教育系において深刻な誤答が多かった。

| | 問1-1 | 問1-2 | 問2-1 | 問2-2 | 問3 |
|--------------------|------|------|------|------|------|
| 全体 | 76.0 | 64.5 | 33.9 | 52.9 | 7.6 |
| 数学の記述試験を受験したことがある | 85.3 | 72.4 | 49.8 | 67.6 | 11.4 |
| マークシート方式のみで数学を受験した | 69.1 | 60.7 | 14.3 | 43.7 | 2.0 |
| 数学は受験しなかった | 53.6 | 44.2 | 5.3 | 16.9 | 1.9 |

※青は選択式、オレンジは記述式問題 ※表中の数値は正答率

- 原因として、「アラカルト方式導入」への過剰な最適化（3科目未滿に重点化して高校で学ぶ生徒の増加）や、穴埋め式への過剰最適化、大学入試のスクリーニング機能の低下が行ったこと等が考えられる。

※大学生数学基本調査：日本数学会が2011年度入学の大学新入生（入試形式、文系・理系など区別せず）を対象にして、主に高校1年生までに学習する内容を出題して実施した調査

- 国語（基礎的読解力および記述力）
 - 大学全入時代（選ばなければどこかの大学に入学できる）
 - 2019年度入試の倍率は1.05
 - 「リメディアル教育」が必要な大学生の増加
 - 単位の取り方がわからない（シラバスが読めない）。
 - ノートを取れない（講義を聞いてノートを取るという技術が欠如している）。
 - 予習・復習を自力でできない。指定教科書を読めない。
 - 不登校率、退学率の増加
 - 資格取得系大学（薬学部、看護学部等）での卒業時資格取得ができない。
- 原因としては、選択式出題への過剰最適化した教育（穴埋めプリント学習）の広がりや、個別指導塾の広がりや、大学入試のスクリーニング機能の低下が考えられる。

各大学の個別選抜における選抜方法等の変更について

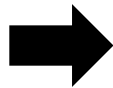
- 令和3年度大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応等に関する変更について（依頼）
（令和3年1月22日付け2文科高第973号高等教育局長通知）（抄）

令和3年度大学入学者選抜においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、募集要項に記載されている選抜方法とは異なる方法で選抜を実施することがあり得る場合にはその旨を明記するとともに、変更については早期に決定し、周知することとしていますが、**選抜方法の大きな変更はこれまで学習準備を重ねてきた受験生に多大な不利益を与えるおそれがあるため、慎重な検討をいただきますようお願いいたします。**

特に、**出願後は、出願時点で既に受験生に示している方法で選抜することを基本として適切に実施していただくようお願いいたします。**

（大きな変更に関する具体的な例）

- × 出題教科・科目の変更
- × 個別試験を取りやめて共通テストの成績のみで合否判定すること 等



このような変更は、原則として出願前の出来る限り早い段階で公表し、出願後は、受験生が予見できない不利益を受けることが無いよう、受験生の立場に立って、各大学の個別試験を適切に実施。

感染拡大防止の観点から受験生の不利とならないような形で行う以下のような変更については、ホームページ等により早急に広く情報提供に努めるようお願いいたします。

- ・ 面接をオンラインで実施
- ・ 実技試験の方法の変更
- ・ 試験時間を短縮、開始時間の変更
- ・ 試験会場等の変更 等

5. 学事暦の多様化等に関する現状

4月以外の入学を認めている大学・学部の例①

<ポイント>

4月以外の時期に入学者を10人以上受け入れている7大学・11学部（選抜区分ベースで28件※1）について、募集要項等のネット上の公表資料を基に調べた（※2）ところ、以下のとおり。

- 出願時期は通常の総合型選抜と同じく入学前年の9月～入学年の3月が多い（22件）が、一部に入学年の6月まで募集している例（6件）もみられる。
- 選抜時期は入学前年の10月～入学年の3月が多い（16件）、入学年の4月～7月に行われている例(12件)もみられる。
- 個別学力検査を実施している大学や大学入学共通テストを活用している例は見られない（合格後に受験を促している例あり）。
- 入学前期間の活用（いわゆるギャップターム）については、募集要項に記載がない大学が殆ど（23件）であるが、合宿を実施する例（1件）や個人研究の報告書等を求める例（5件）もみられる。

| 大学名 | 学部 | 選抜区分 | 出願時期 | 試験日程 | 試験科目（※3） | 入学前の教育 | 入学時期 | 募集人員 | 合格者数 |
|--------|--------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------|------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|------|
| 横浜国立大学 | 都市科学部 | YCCS(YOKOHAMA Creative-City Studies)プログラム | 12～1月 | 2月中旬 | 面接、課題 | 募集要項に記載なし | 10月 | 12 | — |
| 国際教養大学 | 国際教養学部 | ギャップイヤー入試 | 10～11月 | 11月 | ・面接 ・英語小論文 | ・英語力の向上、幅広い学問分野に対する探究心の涵養等のために3日間の合宿を実施（2月中旬） ・課題やテーマを設定させ、ギャップイヤー活動の義務付け ・大学入学共通テストやTOEFLの受験を促す | 9月 | 5 | — |
| 慶應義塾大学 | 経済学部 | PEARL (Programme in Economics for Alliances, Research and Leadership) プログラム | 10～11月 12～1月 2～4月 | — | 書類選考（SAT等、英語民間資格・検定試験、エッセイ等） | 募集要項に記載なし | 9月 | — | 191 |

4月以外の入学を認めている大学・学部②

| 大学名 | 学部 | 選抜区分 | 出願時期 | 試験日程 | 試験科目（※3） | 入学前の教育 | 入学時期 | 募集人員 | 合格者数 |
|--------|--------|-----------------------------------------|-----------------------|------------------------|-------------------------------------------|------------------------------|------|------|------|
| 慶應義塾大学 | 総合政策学部 | 夏AO 秋AO 春AO | 8月上旬 10月中旬 6月上旬 | 10月上旬 12月中旬 7月中旬 | ・書類選考（SAT等、活動報告、志望動機、自己アピール等） ・面接 | 個人研究の報告書を求める等の方法で入学前の自学自習を促す | 9月 | 125 | — |
| 慶應義塾大学 | 総合政策学部 | 冬AO | 12月～2月 | — | ・書類選考（活動報告、英語での自己アピール動画等） | 個人研究の報告書を求める等の方法で入学前の自学自習を促す | 9月 | 25 | — |
| 慶應義塾大学 | 環境情報学部 | 夏AO 秋AO 春AO | 8月上旬 10月中旬 6月上旬 | 10月上旬 12月中旬 7月中旬 | ・書類選考（SAT等、活動報告、志望動機、自己アピール等） ・面接 | 個人研究の報告書を求める等の方法で入学前の自学自習を促す | 9月 | 125 | — |
| 慶應義塾大学 | 環境情報学部 | 冬AO | 12月～2月 | — | ・書類選考（活動報告、英語での自己アピール動画等） | 個人研究の報告書を求める等の方法で入学前の自学自習を促す | 9月 | 25 | — |
| 上智大学 | 国際教養学部 | 書類選考 | 11～12月 3～4月 | — | 書類選考（SAT等、英語民間資格・検定試験、エッセイ等） | 募集要項に記載なし | 9月 | 82 | — |
| 早稲田大学 | 政治経済学部 | English-based Degree Program Admissions | 2月 | 4月 （面接がある場合） | ・書類選考（エッセイ等） ・場合により面接 | 募集要項に記載なし | 9月 | — | 202 |
| 早稲田大学 | 国際教養学部 | AO September | 1月 2月 | 4月、5月 （面接がある場合） | ・書類選考（SAT等、英語民間資格・検定試験、エッセイ等） ・場合により面接 | 募集要項に記載なし | 9月 | 150 | — |

4月以外の入学を認めている大学・学部③

| 大学名 | 学部 | 選抜区分 | 出願時期 | 試験日程 | 試験科目（※3） | 入学前の教育 | 入学時期 | 募集人員 | 合格者数 |
|-------------|----------|-----------------|-----------------|--------------------|--------------------------------------|-----------|------|------|------|
| 立命館大学 | 国際関係学部 | AO英語基準入学試験 | 12～1月 2～3月 | 3月、5月 (面接がある場合) | ・書類選考（英語民間資格・検定試験、エッセイ等） ・場合により面接 | 募集要項に記載なし | 9月 | 28 | — |
| 立命館アジア太平洋大学 | アジア太平洋学部 | ロジカル・フラー・チャート入試 | 5月 | 6～7月 | ・筆記試験 ・面接 | 募集要項に記載なし | 9月 | 4 | — |
| 立命館アジア太平洋大学 | アジア太平洋学部 | 活動実績アピール入試 | 11月 3月 6月 | 12月 4月 7月 | ・書類選考（英語民間資格・検定試験、エッセイ等） ・面接 | 募集要項に記載なし | 9月 | 6 | — |
| 立命館アジア太平洋大学 | 国際経営学部 | ロジカル・フラー・チャート入試 | 5月 | 6～7月 | ・筆記試験 ・面接 | 募集要項に記載なし | 9月 | 2 | — |
| 立命館アジア太平洋大学 | 国際経営学部 | 活動実績アピール入試 | 11月 3月 6月 | 12月 4月 7月 | ・書類選考（英語民間資格・検定試験、エッセイ等） ・面接 | 募集要項に記載なし | 9月 | 4 | — |

※1 帰国子女、社会人、留学生を除く。一つの選抜区分の中に、出願時期と試験日程が複数ある場合は、それらを独立した区分として計上。

※2 「平成30年度の大学における教育内容等の改革状況」を基に、4月以外の入学者数で「その他」（帰国子女、社会人、留学生以外）に10人以上計上している大学・学部について、公表資料を基に作成。

※3 SATは米国の学力試験。各国ごとに類似の試験があるが、本表ではそれらの代表としてSATのみを示している（大学入学共通テストを試験科目として求めている選抜区分は見られなかった）

○平成19年6月 教育再生会議第二次報告

- ・ 若者の多様な体験の機会を充実させる観点から、大学等における9月入学を大幅に促進すること、
- ・ 日本版ギャップイヤーとして、入学を決定した学生に9月からの入学を認めボランティア活動等の多様な体験活動を行う猶予期間を与える、または4月に入学した学生に9月までの間に多様な体験活動を行わせるような取組を可能とすること、等について提言
⇒ 12月 学校教育法施行規則の改正 ※ **4月以外の入学（秋入学）が可能に**

○平成25年5月 教育再生実行会議第三次提言

- ・ 若者の多様な体験の機会を充実させる観点から、秋入学やクォーター制など国際化に対応した学事暦の柔軟化を図ること、
- ・ 秋入学など学事暦の柔軟化に伴うギャップターム等を活用した留学や海外での体験活動を含む、日本人学生の短期・長期の海外留学に対する支援を強化すること、等について提言
⇒ 9月 「学事暦の多様化とギャップタームに関する検討会議」の設置

○平成26年5月 「学事暦の多様化とギャップタームに関する検討会議」意見のまとめ

- ・ 秋入学等の取組が進展しない理由として挙げられたのは以下。
 - ① 学生が何のために学ぶのかという動機づけが不足
 - ② 留学、長期インターンシップ等の「学外学習プログラム」の機会が少ない
 - ③ 高校卒業後の空白期間中の受け皿の不足、家計負担の増、就職等の時期と合わないこと
- ・ 上記①～③の課題に対応するため、大学等が主体的に関与し、入学前や入学直後などの多様な時期に、留学・長期インターンシップ・ボランティア等の国内外における多様な活動を提供する「大学プログラム型」ギャップイヤーの推進を提言。

学年の始期・終期について

- 大学の学年の始期や終期については、法令上、小学校から高等学校までと異なり、4月1日から翌年の3月31日までと決まっておらず、学長が定めることとされている。

≪学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）≫（抄）

第163条 大学の学年の始期及び終期は、学長が定める。

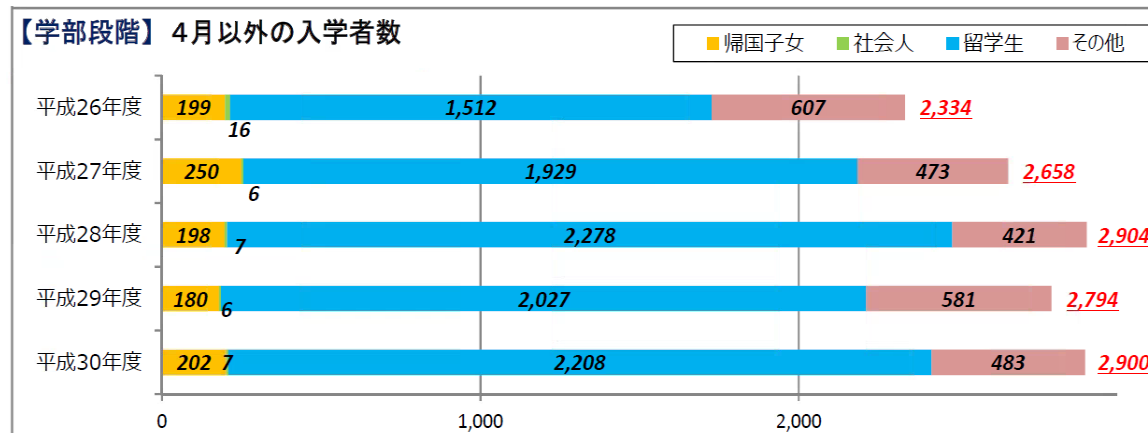
2 大学は、前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。

- 4月以外の時期に入学者を受け入れている大学

・学部段階：266校（782校中、約34%）、研究科段階：325校（636校中、約51%）

- 4月以外の入学者数

- ・学部段階：2,900人（帰国子女：202人、社会人：7人、留学生：2,208人、その他：483人）
学部入学者の0.45%
- ・研究科段階：8,374人（帰国子女：9人、社会人：1,288人、留学生：6,392人、その他：685人）
大学院入学者の9.4%



(※) 通信制の学部・研究科、放送大学を除く。

(※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

(出典) 平成30年度大学における教育内容等の改革状況について

ギャップタームの現状と取組事例

【ギャップターム等を実施している大学】

- 大学全体において、学外の社会体験活動（ギャップ・ターム等）を実施している大学
42大学（5.5%）平成28年度 → 54大学（7.1%）平成30年度

出典：大学における教育内容等の改革状況について

【各大学における取組事例】

| 大学名 | 主な内容 |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小樽商科大学 ※ | <ul style="list-style-type: none">・平成30年に<u>ギャップイヤープログラムを導入</u>。平成31年度入試の合格者のうち若干名を、令和元年8月から12月までの間ハワイ大学に派遣。派遣された学生は、令和2年4月に小樽商科大学へ入学。→ 中間評価ではギャップイヤーを実現するためのカリキュラム改革や教職協働体制の整備等が評価。 |
| 新潟大学 ※ | <ul style="list-style-type: none">・平成29年度に<u>全学的にクォーター制を導入</u>。・あわせて、全学の初年次学生を対象として、第2ターム期間（6月～8月頃）を活用し、留学入門プログラムや語学研修プログラムなど多様な学外学修プログラムを授業科目として展開。→ 中間評価ではプログラム開発の進展に加え、支援終了後の自走に向けた全学的なサポート体制が評価。 |
| 国際教養大学 | <ul style="list-style-type: none">・様々な活動を通じて、本学で学ぶグローバルな知識・思考能力をより能動的・具体的に身につけることを志向する人材を発掘する手段として<u>ギャップイヤー入試を平成20年度から導入</u>。・合格した場合、9月入学となり、入学前の4月～8月の間にインターンシップやボランティア研修など様々な活動を行う。 |

※ 大学教育再生加速プログラム 「高大接続改革推進事業」に採択された取組

授業期間について

- 各大学が1年間で行う授業の期間は、35週にわたることを原則とし、各授業科目は10週又は15週にわたる期間を単位として行うが、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果を上げることが出来る場合は異なる期間を設定することが可能。

(例： 週複数回授業の実施)

- ・ 8週間で、1時間の講義を週2回実施<1単位>
- 例えば、8週間を原則とした「4学期制」の実施も可能になる。

≪大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）≫（抄）

第22条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

第23条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

学期制の例

2学期制（セメスター制）



3学期制



4学期制（クォーター制）



35週（1年間）

学期制の採用状況



○その他の例

- ・ 通年制
- ・ 学則上は2学期制だが、学期分割して授業科目を配置している
- ・ 夏季休業、春季休業期間に特別学期を設けている
- ・ 5学期制、6学期制
- 等

(※)大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

【出典】平成29年度大学における教育内容等の改革状況について

○ 修業年限は、原則として、学部は4年、修士課程は2年、博士課程は5年と定められているが、学生が優秀な成績で修得したと認める場合には以下の特例が認められている。

● 卒業・修了要件を優秀な成績で修得した学生は、修業年限を、学部段階は3年、修士課程は1年、博士課程は3年に短縮可能

・ 早期卒業・修了制度を導入している大学は、
学部段階では161校（約22%）、研究科段階では261校（約63%）

・ 早期卒業した学生数は、
学部段階は394人（約0.07%）、修士課程段階は641人（約0.9%）、博士課程段階は545人（約3.5%）

※平成30年度「大学における教育内容等の改革状況について」より

《学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）》（抄）

第87条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

第89条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

※ 大学院は修業年限を法定しておらず、大学院設置基準において標準修業年限や特例を規定

6. その他大学関係制度

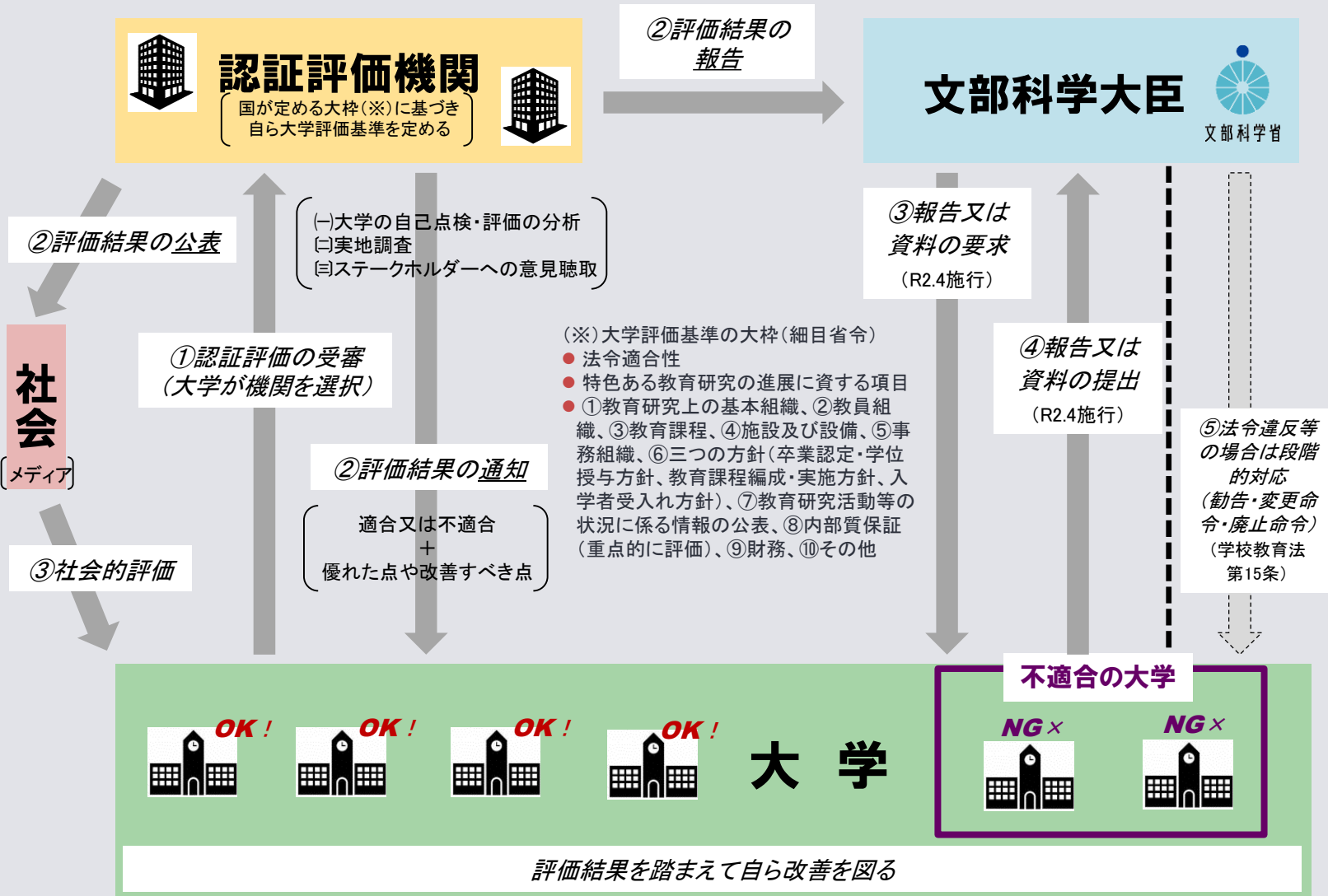
認証評価制度の概要

【学校教育法第109条】

- ①大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務
- ②大学は、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受ける義務

※大学の自主性・自律性を尊重する観点から国の関与は謙抑的なものとする制度設計（評価機関の認証・取消、大学評価基準の大枠設定が基本）

平成16年度からスタート
現在、機関別認証評価は、
第3サイクル目



評価の種類

- 機関別評価: 大学の教育研究・組織運営等の総合的な状況に関する評価(7年以内ごと)
- 分野別評価: 専門職大学院等の教育課程・教員組織等に関する評価(5年以内ごと)

近年の主な改善事項

～H30.4施行～

- 大学評価基準の大枠を改善(三つの方針、内部質保証を評価対象として追加)
- 認証評価機関に設置履行状況等調査(AC)との連携及びステークホルダーへの意見聴取を義務づけ
- 認証評価機関に自己点検・評価・結果公表の義務づけ

～R.2.4施行～

- 認証評価機関に「適合しているか否か」の認定を義務化
- 大臣は「不適合」大学に対して報告等を要求
- 認証評価機関は、「不適合」と認定した大学を追評価する努力義務

議論の背景

○ 平成16年に導入した認証評価制度は、2巡目の評価が実施されているところ、以下のような指摘

- ✓ 必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
- ✓ 結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
- ✓ 社会一般における認証評価の認知度が十分ではない



認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)
(平成28年3月18日)



省令改正

(平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行)

※高等専門学校においても、準用。

● 大学評価基準関連

(1) 大学評価基準に共通項目を追加

- ① **三つの方針**(※)に関する事。 ※卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針
- ② **教育研究活動等の改善**を継続的に行う仕組(内部質保証)に関する事。 ← **重点的に認証評価を行うものとする。**

(2) 設置計画履行状況等調査(AC)との連携

認証評価機関は、ACの結果を踏まえた文部科学大臣の是正又は改善に対して大学が講じた措置を把握するものとする。

● 評価の質の向上関連

(1) 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織運営の状況について **自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。**

(2) 認証評価機関は、評価の結果、**改善が必要とされる事項を指摘した大学**の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、**再度評価を行うよう努めるものとする。**

(3) 認証評価機関は、その評価方法に、**高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取**が含まれるものとする。

施行通知

(留意事項として、各大学等及び認証評価機関が以下のような事項に取り組むことを期待)

- 評価の効率化(内部質保証で優れた取組を実施している大学等に対し、次回評価において評価内容・方法の弾力化に取り組む)
- 大学教育の質的転換の促進(学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組む)
- 認証評価と社会との関係強化等(高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組む)
- 各大学等の負担軽減(国立大学法人評価などの他の評価における評価資料及び結果も活用した評価に取り組む) など

(参考) 認証評価制度の改善について②

認証評価は受審が義務化されているにもかかわらず、その結果の取扱いについて制度的な担保が設けられていないため、教育研究の実質的な改善につながりにくい状況となっている。(平成30年9月 中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループ審議まとめ)

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」

(平成30年11月26日中央教育審議会答申)

＜具体的な方策＞ 教育の質保証システムの確立

- 設置計画履行状況等調査及び認証評価については、教育の実質的な改善を促すために、設置計画履行状況等調査における指摘事項及びその後の改善に向けた対応状況や認証評価の結果を踏まえ文部科学大臣が認めた大学における法令違反について、資源配分への反映や学校教育法第15条に基づく改善勧告、変更命令等の段階的措置を行うことを検討する。
- 加えて、認証評価については、現在法科大学院の認証評価のみが対象となっている大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことを認証評価機関に義務付けた上で、適合しているとの認定を受けられなかった大学については、教育研究活動の状況について文部科学大臣へ報告又は資料提出をすることを求めることとする。
- また、認証評価の結果に応じて、受審期間を一時的に長くしたり、短くしたりすることを検討する。
- 機関別評価と分野別評価の在り方については、受審期間を揃えることよって両者を一体的に行うことができるよう制度的な担保を設け、大学における教育研究の質改善を効率的・効果的に図ることを検討する。
- また、分野別評価については、認証評価制度の持続性や学問体系を重視する観点から、分野については細分化せず、一定の基準に基づき整理することを検討する。その際、日本学術会議の分野別参照基準の活用も検討する。
- さらに、認証評価機関においては、国立大学法人評価等の他評価も活用することや特色ある教育研究活動を積極的に発信すること、内部質保証が機能しているか否かの確認を行うため、今後学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された当該のデータを相対的に活用することなどの取組を進めることを検討する。

学校教育法改正

令和元年5月24日公布、令和2年4月1日施行

- 認証評価機関は、大学等の教育研究等の状況が**大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うもの**とする。(学校教育法第109条第5項)
- 大学等は、適合している旨の認定を受けるよう**大学等における教育研究水準の向上に努める**こととする。(学校教育法第109条第6項)
- 文部科学大臣は、**適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、報告又は資料の提出を求めるもの**とする。(学校教育法第109条第7項)

大学がこれまで同様に自主的・自律的に改善を行うことを前提としつつ、**教育研究活動の改善等を促す制度的な担保を設けることにより、我が国の大学における教育研究活動の質の保証の実効性を一層確保し、さらなる質の向上につなげる**

施行通知

- 評価結果として「保留」の判定は想定されないこと。
- 前回の認証評価における「不適合」となった事項及び改善が必要と指摘された事項等について、改善内容等を確認し、評価結果として明らかにすること。
- 認証評価を行う委員等の選定や辞した後の状況について、適切な運用を行うこと。

上記改正以外の事項については、中央教育審議会大学分科会の下に設置した質保証システム部会において、必要な見直しを引き続き検討する。

大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等

● 大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

【大学設置基準】（当時）

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。
（※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設）

● 教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

【学校教育法】

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

● 各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年、平成28年、平成29年、令和元年）

【学校教育法施行規則】

第百七十二條の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること（※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加（平成28年））
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること
- 六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。（※専門職大学設置基準の制定に伴う追加（平成29年））
- 3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。（※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加（令和元年））
- 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

● 情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け（平成23年）

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法（略）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（略）並びに大学（略）に係るものについては大学設置基準（略）に、それぞれ適合していること。
- 二～四 （略）
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ～ハ （略）
 - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - チ～ヌ （略）

大学ポートレートについて

概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な教育活動の状況を、国内外の様々な者にわかりやすく発信。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が教育情報を自らの活動状況を把握・分析することに活用。

→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、各種調査等への対応に係る大学の負担軽減。

→ 大学運営の効率性の向上



大学ポートレートで発信している主な大学情報

平成27年3月より大学ポートレートによる国公立大学の大学情報の発信を開始。 (<https://portraits.niad.ac.jp/>)

【大学単位で公表する情報】

- ・ 大学の基本情報
- ・ 大学の教育研究上の目的等
- ・ 大学の特色等
- ・ 教育研究上の基本組織
- ・ キャンパス
- ・ 評価結果
- ・ 学生支援（修学支援、就職・進路選択支援等）
- ・ 課外活動

【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・ 教育研究上の目的と3つの方針
- ・ 学部・研究科等の特色
- ・ 教育課程（取得可能な学位、学問分野、学修の成果に係る評価等）
- ・ 資格
- ・ 入試（入学者数、入試方法等）
- ・ 教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績）
- ・ 学生（収容定員、学生数）
- ・ キャンパス
- ・ 費用及び経済的支援（授業料等、奨学金、授業料減免）
- ・ 進路（卒業・修了者数、進学者数・就職者数）



全国各地の知と人材の集約拠点である国立大学が「社会変革の原動力」として地域や世界を牽引

改革の
方向性



取組・成果に応じた手厚い支援と厳格な評価を徹底することにより第4期に向けた改革を着実に実施
コロナ禍を踏まえた「新たな日常」に向けた教育研究・大学経営や学生の学び方に挑戦する取組を支援

Society5.0に向けた人材育成の推進

数理・データサイエンス・AI教育の全国展開 **10億円** (対前年度同額)

- ▶ 6拠点大学、30協力大学を中心に、文系理系を問わない全学的な数理・データサイエンス・AI教育の全国展開を加速

第4期を見据えた教育研究組織整備 **8億円** (新規・拡充分)

- ▶ 地域の教育研究拠点として地方創生に資する教育研究組織の設置や、Society5.0に向けた人材育成に資するための体制構築等

大学院生に対する支援 **126億円** (+16億円増)

- ▶ 大学院生に対する授業料免除の充実 免除対象人数：2.4万人 (+0.3万人)



改革インセンティブの向上

成果を中心とする実績状況に基づく配分

- ▶ マネジメント改革を推進するとともに、教育・研究の更なる質の向上を図るため、基幹経費において、成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づく配分を実施
- ▶ 令和3年度においては、1,000億円を対象として、配分率80%~120%で配分を実施

【参考】

| 年度 | 配分割合 (配分対象経費) | 変動幅 (配分率) |
|-------|---------------|-----------|
| 令和元年度 | 700億円 | 90%~110% |
| 令和2年度 | 850億円 | 85%~115% |
| 令和3年度 | 1,000億円 | 80%~120% |

※ このほか「各大学の評価指標に基づく再配分」を実施 (令和3年度：約200億円)

研究力向上改革の推進

共同利用・共同研究拠点の強化 **69億円** (▲0.1億円) 【令和2年度第3次補正予算額：2億円】

- ▶ コロナ禍に対応する国内外のネットワーク構築等、共同利用・共同研究拠点の強化を通じて、我が国の研究力を向上 ※このほか最先端研究基盤の整備等：3億円

世界の学術フロンティアを先導する大規模プロジェクトの推進 **206億円** (対前年度同額)

【令和2年度第3次補正予算額：100億円】

- ▶ 「次世代学術研究プラットフォーム」として研究・教育のDXを支える基盤となるSINETの強化等 ※このほか最先端研究基盤の整備等：125億円



教育研究の基盤整備

教育研究基盤設備の整備 **39億円** (+30億円増)

【令和2年度第3次補正予算額：100億円】

- ▶ 地域の中核としての連携強化を通じた大学機能強化、感染症対策や防災・災害対応等に必要な設備整備



経営改革構想の実現の加速

国立大学経営改革促進事業 **48億円** (+1億円増)

※ 国立大学改革強化推進補助金

- ▶ 地方の中核大学として地域イノベーションを創出
- ▶ 世界最高水準の教育研究の展開に向けた経営改革の実現
- ▶ コロナ禍を踏まえた「新たな日常」に向けた大学経営等に挑戦する取組の支援



※ 「新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した学生に対する授業料等減免」については、令和3年度も引き続き実施

※ 用地一括購入長期借入金債務償還経費 (令和2年度までの経費) の減：▲44億円

国立大学法人運営費交付金「成果を中心とする実績状況に基づく配分」について

仕組みの概要

各国立大学法人におけるマネジメント面での改革を一層推進するとともに、教育・研究の更なる質の向上を図る観点から、基幹経費において、成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づく配分を行う

令和3年度予算における評価・資源配分のイメージ

- ◆ 令和3年度予算においては、以下の指標などにより配分を実施（配分対象経費：1,000億円 配分率：80%～120%）
- ◆ 令和2年度に引き続き、教育研究や学問分野ごとの特性を反映した客観・共通指標を令和3年度配分においても適用

基幹経費

配分指標（例）

- 教育に関する指標
卒業・修了者の就職・進学等の状況、博士号授与の状況 など
- 研究に関する指標
常勤教員当たり科研費獲得額・件数 など
- マネジメントに関する指標
人事給与マネジメント改革、会計マネジメント改革
施設マネジメント改革の状況 など

成果を中心とする
実績状況に
基づく配分

配分率：80%～120%

1,000億円

私立大学等経常費補助の概要

令和3年度予算額 2,975億円
(前年度予算額 2,977億円)



事業内容

私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保し、新型コロナウイルス感染症の拡大以降も、効果的で質の高い教育に取り組む私立大学等を支援。また、数理・データサイエンス・AI教育や地域貢献に資する私立大学等の他、新型コロナウイルス感染症等の拡大に対応した教育研究等に係る取組みを実施する私立大学等に対する支援を強化。

一般補助 2,756億円 (2,743億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。アウトカム指標を含む教育の質に係る客観的指標を強化し、メリハリある資金配分による教育の質の向上をさらに促進する。

特別補助 219億円 (234億円)

人口減少・少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援する。

○ 私立大学等改革総合支援事業 110億円 (114億円) ※一般補助及び特別補助の内数

「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、イノベーションを推進する研究の社会実装の推進など、特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する。

○ 私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実 7億円(新規) ※特別補助の内数

AI戦略等の実現に向けて、文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIを習得することが可能となるよう、モデルカリキュラムを踏まえた教材等の開発や全国への普及展開に資する私立大学等を支援。

○ 新型コロナウイルス感染症等の拡大に対応した教育研究等に係る取組み支援 11億円(新規) ※特別補助の内数

コロナ禍を踏まえた「新たな日常」に向けた教育研究・大学経営や学生の学び方に挑戦する取組みを支援

※新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変した困窮学生に対する授業料減免支援については令和3年度も引き続き実施

<参考>

- 高等教育の修学支援新制度の対象者の授業料減免分として、別途1,892億円を措置。
- 被災私立大学等復興特別補助 4億円(5億円)〈復興特別会計〉
東日本大震災により被災した福島県内の大学等の安定的教育環境の整備や被災学生の授業料減免等への支援を実施。

※括弧内は令和2年度予算額。
単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。



事業概要

「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、イノベーションを推進する研究の社会実装の推進など、特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する。

基本スキーム（イメージ）

※特別補助交付額：タイプ1, 3, 4は1校当たり1,000万円程度、タイプ2は2,500万円程度を想定（各選定校数等により変動。このほか、一般補助における増額措置。）

タイプ1 「『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」 105校程度

- 「Society5.0」時代に求められる力を養う、文理横断的な教育プログラムの実施、リベラルアーツ教育の推進等、新たな時代を生きる学生に対する教育機能の強化を促進
- 入学者選抜体制の充実強化、高等学校教育と大学教育の連携強化等、高大接続改革への取組を支援

タイプ3 「地域社会への貢献」 170校程度（20～40グループ含む）

- 地域と連携した教育課程の編成や地域の課題解決に向けた研究の推進など、地域の経済・社会、雇用、文化の発展に寄与する取組を支援
- 大学間、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を通じた大学改革の推進を支援（20～40グループ）

タイプ2 「特色ある高度な研究の展開」 40校程度

- 社会的要請の高い課題の解決に向けた研究やイノベーション創出等に寄与する研究や他大学等と連携した研究など、高度な研究を基軸とした特色化・機能強化を促進

タイプ4 「社会実装の推進」 80校程度

- 産業連携本部の強化や企業との共同研究・受託研究、知的財産・技術の実用化・事業化、産業界と連携した社会実装の推進に向けた取組を支援